

【参考資料】

可児市の現在の取り組み

当市では、以下のような障がいのある人へのさまざまな配慮を行っています。各部署でこのような配慮が広がっていくように努めていきます。

▼ 補助犬ステッカーの貼付（平成 29 年 4 月から）

身体障害者補助犬の啓発・周知のため、市庁舎、公民館などの公共施設に補助犬ステッカーを貼付しています。



▼ 相談窓口の設置（平成 28 年 4 月設置）

福祉支援課に相談窓口を設置しています。関係各課と連携した対応を行うとともに、必要に応じ充実を図るよう努めます。



▼ 筆談用磁気ボードの設置（平成 28 年 4 月設置）

耳が不自由な方とスムーズな対応ができるよう、各課窓口に筆談用磁気ボードを設置しています。



▼ インターホンの設置（平成 28 年 3 月設置）

庁舎正面玄関、東玄関のスロープ付近に、福祉課職員、日直職員と連絡ができるインターホンを設置しています。移乗や乗降、車いすでの移動に介助が必要な方が職員を呼び出すことができます。



▼ 耳マークの設置

庁舎案内、福祉課等の窓口にて耳マークのサインを設置して、耳が不自由な方に筆談により対応できることを案内しています。また、福祉課では耳マークのシール及びカードを配布しています。



▼ 手話通訳の設置

耳が不自由で手話でコミュニケーションを行える方が来庁されたときに、各種手続きや相談などの便宜を図るため、福祉課にて手話通訳を設置しています。

▼ 点字による案内

市内公共施設において、目が不自由な方のために点字による案内をしています。

▼ 広報紙等の音訳

目の不自由な方への情報提供のため、「広報かに」及び「議会だより」の音訳広報を、福祉課窓口及び図書館に設置しています。

▼ 可児市ホームページの読み上げ機能

高齢の方や目の不自由な方をはじめ、どなたでも簡単、便利にホームページをご利用いただけるよう、音声で情報をご案内する「音声読み上げ機能」が利用できます。

障害福祉サービス等の対象となる難病

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供においては、令和6年4月1日から難病369疾患が対象となっています。

※対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.html



障がい者に関するマーク

マーク	名称	マークの意味	関連団体
	身体障がい者 標識 (障がい者マ ーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合に表示するマークです。この場合、ほかの自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。	各警察署交通課 県交通安全協会
	聴覚障がい者 標識 (聴覚障がい 者マーク)	法令で定める程度の聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合に表示するマークです。この場合、ほかの自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。	各警察署交通課 県交通安全協会
	障害者のための 国際シンボ ルマーク	障がいを持つ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。建物の規定などのマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは、全ての障がい者を対象としています。 ※個人の車に表示することは、シンボルマーク本来の趣旨とは異なりますので、障がいのある方が乗車していることを周囲に知らせる程度のもことになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの効力は発生しません。	(公財)日本障害 者リハビリテー ション協会
	盲人のための 国際シンボ ルマーク	視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられるマークです。信号、音声案内装置、国際点字郵便物、書籍などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委 員会
	耳マーク	このマークは「耳が不自由です」という自己表示が必要ということで作成されたものです。この矢印は、聞こえない・聞こえにくい全ての人々にとっての聞こえの向上、保障を求めていく積極的な生き方の象徴です。 このマークを付けた方と話すときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。	(一社)全日本難 聴者・中途失聴 者団体連合会

	<p>ほじょ犬マーク</p>	<p>身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)同伴啓発のためのマークです。</p> <p>平成14年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関、デパートなど民間施設でも身体障害者補助犬が、同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を連れていての方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願い致します。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p>
	<p>オストメイトマーク</p>	<p>人工肛門・人工膀胱の方たち(オストメイト)のための施設があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>(公社)日本オストミー協会</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p>	<p>このマークは身体内部に障害がある人を表すマークです。</p> <p>内部障害の方は外見からわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを目にしたら、身体内部に障害がある方がいることをご理解いただき、ご協力をお願い致します。</p>	<p>内部障害者・内部疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会</p>
	<p>障害者雇用支援マーク</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障がい者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター</p>
	<p>白杖 SOS シグナル普及啓発シンボルマーク</p>	<p>視覚に障がいのある方が、外出先で困ったことがあった場合などに、白杖を頭上50cm程度に掲げて周囲の方にサポートを求める「白杖 SOS シグナル」の普及啓発を図るためのシンボルマークです。</p> <p>このような視覚に障がいのある方を見かけたら、すすんで声をかけ、困っていることを聞き、必要なサポートをしましょう。</p>	<p>岐阜市 (岐阜市視覚障害者福祉協会)</p>